

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例
第2条第1項第6号の規定により水道技術管理者の資格を定める
規則

平成25年3月29日規則第33号

- 1 千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年千葉市条例第56号。以下「条例」という。）第2条第1項第6号の規則で定めるものは、次のとおりとする。
 - (1) 条例第2条第1項第1号から第3号までに規定する学校において、工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後（学校教育法（昭和22年法律第26号）による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同項第2号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については7年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (2) 外国の学校において、条例第2条第1項第1号から第4号までに規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号に規定する登録講習の課程を修了した者
 - (4) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、「7年」とあるのは「3年6箇月」と、「9年」とあるのは「4年6箇月」と、同項第2号中「最低経験年数」とあるのは「最低経験年数の2分の1」と、同項第4号中「1年」とあるのは「6箇月」と、同項第5号中「3年」とあるのは「1年6箇月」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日規則第12号)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この規則による改正後の第1項第2号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。